

群馬県サービス管理責任者等実践研修 実施要領

1 研修目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

群馬県

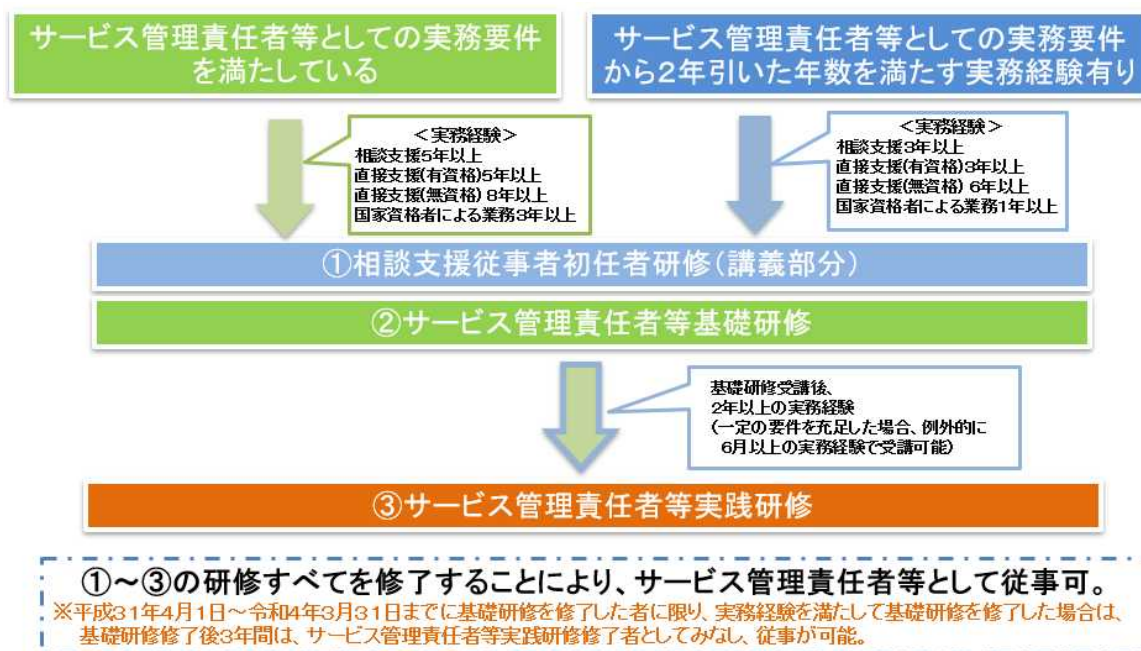
ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 受講対象者

本研修の受講者は以下の受講区分に応じた要件を満たしている者とする。

区分	要件
受講区分1 (実務2年以上)	次の(1)及び(2)の要件をすべて満たしている者 (1)群馬県内の指定障害福祉サービス事業所(開設予定含む)においてサービス管理責任者等として現在従事している者又は従事しようとする者 ※サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する予定の受講者を優先させていただきます。 ※他都道府県の事業者(開設予定含む)からの申し込みは受け付けておりません。 (2)相談支援従事者初任者研修基礎課程の修了者(相談支援従事者初任者研修専門課程の修了者も含む)であって、サービス管理責任者等基礎研修修了後から実践研修受講開始日前までの間に2年以上の実務経験を有する者 ※2年以上の実務経験とは、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を想定しておりますが、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではありません。
受講区分2 (実務6ヶ月以上)	次の(1)から(5)の要件をすべて満たしている者 (1)群馬県内の指定障害福祉サービス事業所(開設予定含む)においてサービス管理責任者等として現在従事している者又は従事しようとする者 ※サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する予定の受講者を優先させていただきます。 ※他都道府県の事業者(開設予定含む)からの申し込みは受け付けておりません。 (2)相談支援従事者初任者研修基礎課程の修了者(相談支援従事者初任者研修専門課程の修了者も含む)であって、サービス管理責任者等基礎研修修了後から実践研修受講開始日前までの間に6ヶ月以上の実務経験を有する者 (3)基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている者 (4)基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を実施している者(少なくとも概ね計10回以上) (5)上記(4)の業務に従事することについて、指定権者に届出が行われている者

(参考)：厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)に基づき作成



4 研修時期・定員等

講義・演習(計2日間)を実施します。*集合研修を想定しています。

研修日		研修会場	研修定員
A日程	令和5年12月5日(火) 12月6日(水)	群馬県庁内会議室(予定) (前橋市大手町1-1-1)	250名程度 (予定)
B日程	令和5年12月18日(月) 12月19日(火)		
いずれか1日程(受講決定時にお知らせします)			

※研修日程及び研修会場、研修定員は申し込み状況等により変更する可能性があります。

5 研修内容

「サービス管理責任者等実践研修」標準カリキュラムに基づき実施する。

6 受講料

4,000円(研修資料代等 ※実費相当分)

※受講費用は、受講決定通知に同封する振込用紙にてお支払いしていただきます。

詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。

※その他、会場への交通費、食事代等は受講者側の負担となります。

7 受講申込方法

申込期限までに、(1) 郵送及び(2) 電子メールによりお申し込みください。

※(1)と(2)両方の申込が必要なので御注意ください。

※申込者が複数の場合は、所属法人で取りまとめのうえ、お申し込みください。

(1) 郵送により、次の書類を提出する。

下記表のうち、該当する受講区分の申込書類を、朱書「サービス管理責任者等実践研修申込書在中」と記載した角2封筒に入れて郵送してください。

区分	提出書類
受講区分1	<p>①受講申込提出書類チェック表（受講区分1用） ※受講者1人につき1枚作成すること</p> <p>②受講申込書（受講区分1用）</p> <p>③実務経験証明書【研修受講用】（受講区分1用／基礎研修受講開始時点まで）</p> <p>④実務経験（見込）証明書【研修受講用】（受講区分1用／基礎研修修了後）</p> <p>⑤実務経験通算表（サービス管理責任者等研修用）（受講区分1用）</p> <p>⑥資格証書等の写し（実務経験年数8年未満の方及び国家資格保有者は、必ず提出）</p> <p>⑦相談支援従事者初任者研修等の修了証書の写し</p> <p>⑧サービス管理責任者等基礎研修の修了証の写し</p> <p>⑨名前を変更したことが分かる書類（該当者のみ）</p> <p>⑩210円切手を貼った返信用封筒 [大きさ：角形2号 24cm×33.2cm] ※返信用封筒には、送付を希望する事業所住所及び申込担当者氏名等を明記すること。 併せて、宛先に（様、御中等）を記載すること</p>
受講区分2	<p>①受講申込提出書類チェック表（受講区分2用） ※受講者1人につき1枚作成すること</p> <p>②受講申込書（受講区分2用）</p> <p>③実務経験証明書【研修受講用】（受講区分2用／基礎研修受講開始時点まで）</p> <p>④実務経験（見込）証明書【研修受講用】（受講区分2用／基礎研修修了後）</p> <p>⑤実務経験通算表（サービス管理責任者等研修用）（受講区分2用）</p> <p>⑥指定権者へ提出した届出の写し</p> <p>⑦資格証書等の写し（実務経験年数8年未満の方及び国家資格保有者は、必ず提出）</p> <p>⑧相談支援従事者初任者研修等の修了証書の写し</p> <p>⑨サービス管理責任者等基礎研修の修了証の写し</p> <p>⑩名前を変更したことが分かる書類（該当者のみ）</p> <p>⑪210円切手を貼った返信用封筒 [大きさ：角形2号 24cm×33.2cm] ※返信用封筒には、送付を希望する事業所住所及び申込担当者氏名等を明記すること。 併せて、宛先に（様、御中等）を記載すること</p>

※ **実務経験見込証明書**で申込みをした場合、**証明内容が確定した時点で可及的速やかに実務経験証明書を御提出ください。**受講決定は実務経験証明書の確認をもって行っていきますので、御留意願います。

（2）電子メールにより「受講申込書」（エクセルファイル）のみを提出する。

- ※ 「受講申込書」は**お一人ごと**に作成してください。シートの追加はしないでください。
- ※ エクセルファイルのまま送信してください。（電子メールで送付する際には、押印は不要です。）
- ※ 電子メールの件名には必ず「【サビ管等実践研修】及び「法人名等」を記載してください。
記載例：【サビ管等実践研修】ぐんま会
- ※ ファイル名は「受講申込書（法人名 受講申込者氏名）」とし、法人名及び受講申込者氏名を付してください。 記載例：受講申込書（ぐんま会 前橋花子）

＜受講申込にあたっての留意事項＞

- (1) 「受講申込書」の空欄は、「該当事項なし」として処理しますので、記載漏れがないよう御留意ください。
- (2) 「受講申込書」に記載された受講者氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、本人に確認するなど誤りのないよう記載してください。
- (3) 申し込む研修の種別（サービス管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者実践研修）によって、発行する修了証書に記載する研修名が異なります。

8 申込期限

メール：令和5年11月10日（金）までに送信完了
郵 送：令和5年11月10日（金）【消印有効】

※ 期限後に届いた申込書については、いかなる事情があっても受理しません。

9 申込先・問い合わせ先

◆ 申込先

【郵送あて先】

〒370-0045 群馬県高崎市東町70 イースト70ビル2階
有限会社プログレ総合研究所
群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

【電子メールあて先】

E-mail : g-shougai@omiya-fukushi.co.jp

◆ 問い合わせ先

有限会社プログレ総合研究所

電話番号：027-330-2690
(平日9:00~18:00)

FAX : 027-327-0801

E-mail : g-shougai@omiya-fukushi.co.jp



～注意～

申込先・問い合わせ先は
群馬県庁ではありません。

10 受講者の決定

受講の可否については、委託先事業者から所属法人あてに令和5年11月24日（金）までに発送します（予定）。

※ 申込者数が募集定員を超過した場合は、法人内優先順位等を勘案し、受講の可否を決定します。

※ **受講決定後の受講者及び日程の変更は原則認めません。**

※ 上記「7 受講申込方法」に記載のとおり、実務経験見込証明書で申込みをした場合、**証明内容が確定した時点で可及的速やかに実務経験証明書を御提出ください。受講決定は実務経験証明書の確認をもって行っていきますので、御留意願います。**

1.1 修了証書の交付等

- ①サービス管理責任者等実践研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付します。
- ②修了者は、修了証書番号等を記録した群馬県研修の修了者名簿に登録します。
- ※ 原則として、修了証書の再発行は行わないので紛失しないよう留意のこと。
- ※ 本研修の修了証は、研修の受講を証明するものであり、サービス管理責任者等に必要な実務経験を有することを証明するものではありません。サービス管理責任者等として配置する際には指定権者に実務経験証明書の提出が必要になります。
- ※ 欠席者・遅刻者・早退者には修了証書の交付はありませんのでご注意ください。
また、途中まで受講した分の修了証書、受講証明書等の発行には応じられません。
- ※ 著しく受講態度が悪い方（私語、居眠り、その他周囲への迷惑行為等）は、修了とならない場合がありますのでご注意ください。

1.2 受講取り消し

提出された受講申込書・実務経験証明書等に虚偽の申告が認められた場合等、悪質な状態と判断された場合は、直ちにその者の受講を取り消します。

1.3 身体障害等により受講に際して配慮を申請する者

受講に際して特別の配慮を希望される者は、受講申込書の記載欄に必ずご記入頂き、早めの御連絡に御協力願います。なお、御要望内容によっては十分な対応ができない場合もありますので予め御承知願います。

1.4 その他

- ・平成31年4月1日より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となるために必要な実務経験が、一部変更されました。実務要件については、「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」を御確認ください。

<群馬県及び委託先ホームページに申込書の様式を掲載しております>

・群馬県

群馬県トップページ > 組織から探す > 健康福祉部 > 障害政策課 >
研修案内・ボランティア募集等 > 令和5年度サービス管理責任者等実践研修を開催します

・委託先

「<http://www.omiya-fukushi.co.jp>」
藤仁館医療福祉カレッジHP > トップページ「群馬県委託研修」 >
「群馬県 令和5年度障害福祉従事者等研修」 > 「サービス管理責任者等実践研修」
※藤仁館医療福祉カレッジ、高崎福祉カレッジは有限会社プログレ総合研究所の運営する学校名です。